

昭和四五年行(ウ)第一八三号

原告 ロナルド・アラン・マクリーン
被告 法務大臣

昭和四六年五月八日

被告指定代理人

樋口和船末黒金黒田
口田津永木須田

哲英宏節忠

夫一明三正稔田
田金田

東京地方裁判所民事第二部 御中

準備書面(三)

東京地方裁判所

原告は、ベルリッツ・スクール(ベルリッツ・スクール)の英語教師として入国を許可されたものであり、ベルリッツ・スクールに英語教師として勤務することが上陸許可の要件である。

原告の所持する旅券に付与された査証には HOT EMPLOYMENT とのみ記載されているが、このことからベルリッツ・スクール以外に雇用されてもよいことにはならない。査証は、領事官等が自国に入国を希望する外国人につき、所持する旅券の有効性と旅券の名義人の人定事項を確認し、当該外国人の自国への入国は、付与する査証に記される条件下において適当であると認定した判断の表示である。査証に関

する事務は、外務省の権限に属するのであるが（外務省設置法第四条第一項第二〇号）、法務大臣が出入国管理令第四条第一項第一六号、「特定の在留資格及びその在留期間を定める省令」第一項第三号によつて特に在留を認める在留資格は、法務大臣が当該外国人に対しどのような活動を認めるかによつて、その活動内容が特定されるので、査証付与官庁は原則として法務大臣に事前協議をしたうえ付与することとされている。本件においても、原告は、昭和四四年三月二〇日在韓国日本^{（本）}大使館においてわが国への入国査証を申請するにあたり、職業を *English teacher*、入国目的を *to take employment*

法務局

with Berlitz schools, Tokyo と記載して申請し（乙第一号証）、かつ、これを立証するため、ベルリッツ・スクールよりの原告の雇用が常勤である旨の雇用証明書（乙第二および第三号証）を提出したので、外務大臣から協議を受けた法務大臣は、原告の本邦における活動は本人の申請によるベルリッツ・スクールの英語教師として認める旨回答し、それにより前記特定査証が発給されているのである。

したがつて、右の査証申請に基づく査証の発給の経緯からみて、原告の所持する旅券に付与された査証には前記のとおり *for employment* とのみ記載されているが、それは「ベルリ

ツツ・スクールに英語教師として雇傭される」との表示を簡略化したものであるといふべきであつて、右査証に記載されたクリアランス番号「B六九〇一六九三」はこれを明らかにしているのである。よつて、原告がベルリッツ・スクールに英語教師として勤務することが入国許可の要件となつてゐることは明白であるといわなければならない。

2 また、原告が昭和四四年五月一〇日、本邦に入国し、その所持する旅券に上陸許可証印を受けた際の四一一一六〇、一年の表示は、原告が出入国管理令第四条第一項第一六号、特定の在留資格及びその在留期間を定める省令第一項第三号

東京法務局

に定める在留資格に該当し、かつ在留期間は一年であること
を示すにとどまり、法務大臣が原告に対し特に認めたる在留活
動の内容そのものは右に述べた特定査証の内容によつて特定
されているのである。したがつて、勤務先が特定されないま
まで前述の意味の特定査証が発給されることはあり得ないし、
また、仮に for employment と記載されている特定査証を取り
つけて来日し、上陸の申請をしたとしても、審査の結果、そ
の者の入国目的が査証申請の際の入国目的と一致せず出入国
管理令第四条第一項第一六号特定の在留資格及びその在留期
間を定める省令第一項第三号に定める在留資格に該当しない

ことが判明した場合には上陸許可は与えられないのである。

3 なお、原告は前記ベルリッツ・スクールの雇用証明書の提出に關し、出入国管理令第七条第二項に基づき在留資格が虚偽でないことの証明のため同令施行規則第四条第三号により提出されたものである旨主張する。しかし、原告は昭和四四年四月二一日その所持する旅券に前記のとおり特定査証の発給を受け来日しているが、このような場合、入国審査に當つては、出入国管理令第七条第二号に基づき在留資格が虚偽のものでないことを立証するため同令施行規則第四条の二第三号により提出すべきものとされている雇用証明書等の提出

東京法務局

は慣行として不必要とされているので、原告主張のとく、雇用証明書が入国審査の際し、単に在留資格が虚偽のものでないことを立証するために提出された事実は全く存しないのであり、この点に關する原告の主張は根拠がないものといわなければならぬ。

二 原告の政治活動については、被告法務大臣が、原告の昭和四五年五月一日付の在留期間更新許可申請に対し通常の在留期間更新を認めず、出国準備期間として在留期間一二〇日を許可した処分にあつて、原告の政治活動が通常の在留期間更新を認めなかつた実質的理由の一つとなつていたものであり、したが

つて、本件不許可処分においても間接的には原告の政治活動が不許可理由に含まれているものといふべきである。

なお、在留期間更新の許否処分をするに當つて、許可もしくは不許可の理由を明示することは法律上要求されていないところであるから（出入国管理令第二一条第三項、第四項、同令施行規則第二〇条参照）、本件の場合昭和四五年八月一〇日になされた出国準備のための更新許可に際し、原告の政治活動が通常の在留期間更新を認めなかつた理由となつてゐることを原告に告知しないのは当然のことである。したがつて本件においてさきに述べたとおり、原告のした政治活動が本件不許可の理由

東京法務局

となつてゐる以上これを訴訟において主張することは当然許されるものと解すべきである。

三 出国準備期間としての在留許可の性質は、従前の活動の在留を認めない点で実質上不許可処分に等しいものではあるが、事実上一定期間の在留を認めてゐる点では許可処分である。

出入国管理令第四条第一項第一六号、特定の在留資格及びその在留期間を定める省令第一項第三号に定める在留資格は、活動内容ならびに身分事項等により区分されている出入国管理令第四条第一項第一号から第一五号に定める在留資格とはその性質を異にし、法務大臣がその自由裁量により特に必要と認める

活動に限り許されるものであつて、その活動内容が特定されて
いるものである。一方、出国準備期間としての在留許可は、法
法大臣において、従前の活動のための在留は認めないが出国の
手続等のためその必要性を認めて、特に在留を許可するもので
ある。したがつて、出国準備期間として在留を許可された者は、
従前の在留活動が認められないことはいうまでもないところで
あつて、原告のように従前の在留資格が出入国管理令第四条第
一項第一六号特定の在留資格及びその在留期間を定める省令第
一項第三号に該当する者で旅券には四一―一―一六―一三と表示さ
れていて、その在留期間更新許可申請に対し法務大臣より出国

東京法務局

準備期間としての在留許可を受けた場合には、出入国管理令第
二一条第四項、同令施行規則第二〇条に基づき入国審査官から
旅券に記載された在留期間の書換えを受ける際の在留資格の表
示は、従前と同じく四一―一―一六―一三で単に期間が一年から一
二〇日に短縮されたもののようにみえるが、表示は同じであつ
ても出国準備期間としての在留許可は、前述のとおり従前の在
留許可とは性質を異にする新たな在留許可である。そこで、原
告の旅券に出国準備期間として法務大臣から在留許可された旨
を特に記入してあるのは、このことを明らかにしたものである。
このように、出国準備期間としての在留許可は、従前の在留

資格につき更新不許可処分を受けた外国人に対し、出国準備の猶予期間を与えるためのいわば当該外国人の利益のための恩恵的措置であつて、しかも右の措置は、出入国管理令第一条に規定する外国人の「出入国の公正な管理」すなわち外国人の人権の享有を尊重しつつわが国および国民の利益を護護し、わが国の安全を保持するといふ出入国管理行政の目的に照して適切妥当な処分といふべきである。

東京法務局